

令和元年 9 月吉日

会員各位

株式会社テーオー総合サービス
テーオースポーツクラブ
代表取締役 松本 清和

消費税改定に伴う対応のお知らせ

日頃よりテーオースポーツクラブをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年 10 月 1 日より消費税率が 8%から 10%に改正される事に伴い、当クラブの消費税の取り扱いにつきまして下記の通り対応させていただきます。
内容をご確認いただき、ご理解・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

改定内容

現行 税抜料金 + 8% → 改定後 税抜料金 + 10%

実施開始日 2019 年 10 月 1 日より
※ 月会費は 2019 年 10 月分 (2019 年 9 月 27 日引落日) より消費税 10%をお預かり致します

適用対象 消費税がかかる全ての取引 (館内飲食料品の軽減税率適用販売品を除く)

以上